

## 情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人とちぎユースサポーターズネットワーク（以下「この会」という）が特定非営利活動促進法第 28 条に定める情報公開に関し、基本的な対応事項を定めることを目的とする。

(管 理)

第 2 条 この会の情報公開に関する事務は、事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第 3 条 この会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時据え置き閲覧に供するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 認証書の写し
- (3) 登記に関する書類の写し
- (4) 役員名簿
- (5) 会員名簿（氏名のみ掲載）
- (6) 事業計画書、収支予算
- (7) 事業報告書
- (8) 総会及び理事会の議事録
- (9) 財務諸表
  - ①活動計算書
  - ②貸借対照表
  - ④財産目録
  - ⑤注記

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 4 条 この会の公開する情報の閲覧場所は、定款第 2 条の主たる事務所の所在地とする。

2 閲覧の日は本会事務局の休日以外の日とし、閲覧時間は午前 10 時から午後 6 時 30 分までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 前条により情報の公開を希望する者から閲覧の申請があったときには、次のように取り扱うものとする。

(1) 別に定める閲覧申請書（様式 1）に必要事項を記入し提出を受ける。

(2) 受付担当者は、閲覧申請が提出されたときは、閲覧受付簿（様式 2）に必要事項を記録する。

2 閲覧については無料とする。

3 閲覧資料にコピーにあたっては実費を徴収することとする。ただし第 3 条 5 項に規定する会員名簿のコピーについてはこれを禁止する。

付則

この規定は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

(様式1)

## 閲覧申請書

特定非営利活動法人とちぎユースサポーターズネットワーク  
代表理事 様

申請年月日 年 月 日  
申請者氏名  
申請者住所 〒

電話番号 - -

閲覧の目的

閲覧対象資料 (該当に○印をつける)

- ・定款の写し
- ・登記に関する書類の写し
- ・会員名簿
- ・財務諸表
- ・認証書の写し
- ・役員名簿
- ・事業報告書

※コピーは実費をいただきます。なお会員名簿はコピーできません。